漢文教材の変遷と教科書調査
——検定制度初期の教科書を中心に——

木村　淳

はじめに

明治・大正期の漢文教科書を眺め渡すと、数年ごとに変わる主要な教材の傾向が、必ずしも文部省の定めた教則や指導要綱の改正によって決まるものではなかったことに気づかされる。小論は、採録を決定する要因の一つと考えられる、文部省による教科書調査と教材の変遷との関わりについて解明する作業の一環として、検定制度初期の教科書をもとに検討を試みるものである。

明治五年「学制」公布後、教科書の発行や採択は自由発行制・自由採択制を取っていたが、自由民権運動への対策や、教科書の質を高めるために文部省は干渉を始め、明治十四年の開申（届出）制、十六年の認可制と教科書制度の整備を行った。そして、十三年から十八年までは、文部省が各府県の教則に教科書の内容が適しているか否かについて調査を行い、その結果を『調査済教科用図書表』（小学校用、中学校・師範学校用）として通告し、教科書の内容に統制を加えた。『調査済教科用図書表』による教科書調査をさらに発展させて、明治十九年には検定制度が始まった。申請のあった教科書を調査し、その結果は『検定済教科用図書表』（小学校、中学校、師範学校、高等女学校）として通達された。小学校教科書は明治三十六年から国定となるが、中学校等は昭和二十三年の「教科用図書検定規則」全面改正までは、基本的には検定制度の下で発行・採用が続けられてきた。(1)

検定制度の実態解明に関する先行研究のなかで、とりわけ注目されるのは、文部省が教科書調査時に修正意見を記した付箋の分析である。(2)漢文教科書については浅井昭治氏の論考に数条が引用されているものの、(3)修正意見の全体像等についてはまだ不明な点が多い。そこで、筆者は以前明

治二十年代の漢文教科書の修正意見の内容について考察を行った。[4] 小論はその続きとして、明治十年代発行の教科書に貼られた付箋の内容について整理を試みる。事例の列挙にやや傾くが、当時の教材や付箋自体、目にする機会も少ないため、できる限り紹介することにも努めた。

一　調査対象の教科書と修正状況

明治十年代は前述のような教科書制度の整備とともに、教科の編成が行われ、おそらくは道徳教育の一環として、漢文が学習内容や教科として教育課程に現れた。小学校では明治十四年の「小学校教則綱領」から十九年の「小学校ノ学科及其程度」公布前まで、漢文の学習が行われていた。中学校では明治十四年の「中学校教則大綱」に「和漢文」が、師範学校では十九年の「尋常師範学校ノ学科及其程度」に「漢文」がそれぞれ設けられた。中・師範学校ではそれ以前も漢文を学習していたが、教科名として十年代に「漢文」の文字が現れたのである。明治十年代に編まれた教科書は、小・中・師範学校の厳密な区別はなく、いずれの学校でも使用が認められていたものも多い。明治十九年以降は小学校では漢文の原文の学習がなくなり、一部の教科書はそのまま中学校用として検定を通過していた。

付箋つきの教科書は、国立教育政策研究所教育情報センター教育図書館や東書文庫に所蔵されている。本稿では東書文庫蔵の次の四種の教科書をもとに検討を進める。その他の教科書は国会図書館、筑波大学附属図書館蔵のものに加え、架蔵の教科書を用いた。

〈A〉石川鴻斎編『続日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、明治十五年十一月。担当：辻橋・田中。東書文庫には全巻所蔵するが、付箋があるのは巻中・下のみ。

〈B〉馬場健編『本朝名家文範』上中下巻、松村九兵衛、明治十八年九月。担当：辻橋・田中。東書文庫には全巻所蔵するが、付箋があるのは巻中・下のみ。

〈C〉渡辺碩也編評『皇朝古今名家小体文範』上中下巻、岸本栄七、明治十九年四月十七日版権免許。担当：辻橋・坂田。東書文庫には付箋のある巻上のみ所蔵。

〈D〉笠間益三編纂・三島毅訂正『小学中学用読本』漢文三巻、文学社、明治十九年九月改題御届。担当：磯野・田中・辻橋。改題前の初版は『小学中等科読本』漢文三巻、岸田貢次郎、明治十七年十一月（巻三は未見）。

これらの教科書の調査を担当した人物は、先行研究で明らかにされているように、付箋に押された「辻橋」「坂田」「登作」「磯野」という朱印から、辻橋秀雄・坂田伝蔵・田中登作・磯野徳三郎が該当すると考えられる。[5]

上記の四種の訂正版は次の通り。すべて担当者は不明。検定の日付は前述の『検定済教科用図書表』による。(6)

〈A訂〉石川鴻斎編『続日本文章軌範』七巻三冊、稲田佐吉、明治二十一年十一月訂正、同年十一月二十日検定済。

〈B訂〉馬場健編『本朝名家文範』上中下巻、松村九兵衛、明治二十年八月三日訂正御届、同年八月二十日検定済。東書文庫蔵のものには、巻上のみ三箇所付箋あり。

〈C訂〉渡辺碩也編評『皇朝古今名家小体文範』上中下巻、岸本栄七、明治二十一年四月十五日訂正再版、同年六月二日検定済。巻上のみ同年五月十三日発行の訂正三版を用いた。確認できた限りでは、初版から三版まで教材の異同は見られない。

〈D訂〉笠間益三編纂・三島毅訂正『中学用読本』漢文三巻、文学社、明治二十年六月十六日改題再版、同年六月二十五日検定済（巻二・三は未見）。

修正意見の記された付箋は、問題の箇所と同じ丁の上部または下部に貼られている。具体的な意見が書かれているものと、単に朱の点のみのものとがあり、前者には担当者の朱印が押されていることがある。付箋に加えて教科書に朱の傍点を施し、問題箇所を示していることが多い。付箋がなく朱の傍点等がある箇所は、修正意見を取りやめて付箋をはがしたために、傍点等が残ったものと考えられる。

修正意見を、上部に貼られた付箋、下部に貼られた付箋、付箋がなく本文に朱の傍点のみのものという三種に分けて、位置別に修正意見の総数と、修正された数とを整理すると次のようになる。初めの数字が総数、次の（　）内の数字が修正された数である。

〈A〉三冊　上…72（69）下…2（0）なし…14（9）
〈B〉巻中・下　上…26（26）下…23（0）なし…32（2）
〈C〉巻上　上…23（22）下…4（0）なし…11（3）
〈D〉巻上　上…9（9）下…7（0）なし…7（1）

上部に貼られた付箋のほうが強制力を持っていたことは、すでに指摘されている。(7)漢文の教科書も同様に、上部の付箋は九割以上修正されているが、下部の付箋は全く修正されていない。ただし、漢文に限って言えば、検定制度実施期間全般にわたって位置が意味を持っていたのではなく、この時期の特徴と捉えたほうが良さそうである。

二　文字と訓点に関する修正意見

漢文教科書の付箋に見る修正意見の内容は、圧倒的に文字に関するものが多く、〈A〉に至ってはすべて文字の指摘である。大きく分けて、単純な誤字の指摘、一般的な字

体への修正、意味上からの修正という三種の指示内容がある。単純な誤字の例は省くが、字体については、例えば、〈C〉上の三十三丁裏には、「霞」（二箇所）、「假」に朱の傍点があり、上部に朱点のみで「坂田」印のある付箋が貼られている（教材は、野田逸「江南竹枝序」。月性編『今世名家文鈔』巻七所収）。これらは〈C訂〉ではそれぞれ「霞」「假」に修正された。該書は他にも「段」を「叚」に修正するよう指示がある。このように、一般的な字体に改める修正意見は少なくない。ただし〈A〉の「叚」字は、朱の傍点のみのために未修正のままである。つまり、同じ文字でも、修正意見の形態によって修正状況が異なっていたのである。

意味上からの文字の修正については、付箋の意見をいくつか見ていきたい。以下、付箋を引用する際には、コメントの後に担当者の朱印があれば（　）で示し、その後に教科書の番号と巻数・丁数・付箋の位置を記した。基本的には黒の墨で書かれているが、異なる色がある場合は、その色を示した。教材の引用元の頁数は、付箋で記した頁数と重複する場合は省略した。なお、引用文はすべて常用漢字に改め、訓点は省略し、句読点は現代の用法によった。

①佐藤一斎「題蕘園讌集図」（『愛日楼文』巻二。教材名の後に出典や異なるタイトル等を示す。以下同じ）は、「在次公之側、疑然端坐、腰刀手筆、熟視子和、而顰蹙者、太宰純徳夫」という一節の「疑然」に朱の傍点があり、付箋では「疑然ハ愛日楼文ニモカクアレトモ熟考スルニ凝然ニ作ラザレバ端坐ノ形容ニナラズ（以上黒）推問スヘシ（以上朱）（辻橋・登作印）」とある（〈B〉下・三十六裏・上）。訂正版では付箋の指示通りに「凝然」に変更された（〈B訂〉下・三十六裏）。これは妥当な意見であろう。

②『宋史』「尹穀冠二子」（劉宗周『人譜類記』巻上、記警顔布）の「穀曰、正欲令児曹冠帯見先人於地下耳、礼畢、令人尽殺其家、而自殺」という箇所には、「令人尽殺其家トハ不穏　家ヲ殺ストハ意義ヲナサズ（辻橋印）」という意見が付けられた（〈D〉一・七裏・上）。家族を全員殺すという内容が適切ではないという意見に加え、「家ヲ殺ス」では意味が通じないとする。訂正版では、「人」の一字を追加して「令人尽殺其家人」と改められた（〈D訂〉一・七裏）。

③菊池純「新井白石」（『国史略』三篇巻一、中御門、享保十年）では、「君美、初赤貧、篋中止青銭三百米三斗而已」という一節に、「篋中ノ字野史ニヨリタルナランガ三百銭三斗米ヲ容ル、器ニ適セズ（辻橋印）」という修正意

見が付けられた（〈C〉上・十裏・下）。「篋」では文脈に合わないとするが、出典の『国史略』も、『先哲叢談』（巻二、言語）、『近世叢語』（前集巻五）、『野史』（巻二九九、儒林列伝、新井君美）等でもすべて「篋中」に作り、不自然さはなさそうである。ここは未修正であった。

④『史記』「相如後私讎」（李瀚『蒙求』廉頗負荊）では、「鄙賤之人、不知将軍寛之至此」という箇所について、「相如ヲ指シテ将軍ト云フハ如何（磯野印）」とある（〈D〉三・十表・下）。この下に重ねて貼られている付箋には、「史記ニモ将軍ノ寛云云トコノ本文ノ通リニアリ（辻橋印）」とある（同上）。この指摘のように、直接の出典である『蒙求』も、『史記』の「廉頗藺相如列伝」においても「将軍」に作る。下部の付箋であるために未修正であると思われる。

⑤『大東世語』「宗清不受報」（服部南郭『大東世語』徳行）は教材の全文を引く。

平治之乱、平宗清、生獲源義朝之子頼朝、憫其年少、悉意保護。乃令所事池尼泣而請之、遂得宥死而竄豆州。及後頼朝為将軍、誅平氏、覇主鎌倉、以書邀頼成暨宗清。頼盛乃語宗清、欲与俱。宗清曰、今臣執殳、為公前駆、固不敢辞、但此見邀、料為報旧耳、方今平氏殲亡、宗清雖懦、若挟旧恩、而東遊受栄、有何面目、見鎌倉公乎。不赴、避去西州。

平宗清は、以前助けた源頼朝から鎌倉に招かれるが辞退をする。なぜなら平家が凋落している時に鎌倉公即ち頼朝に顔を合わせることはできないためである。修正意見には「見鎌倉公乎ハ見西海諸公乎トセザレバ意義ヲナサズ　蓋大東世語モコノ本文ノ通リナリ（辻橋印）」とある（〈D〉三・三十五裏・下）。つまり、頼朝に会うのではなくて、「西海諸公」即ち西海に滅んだ平家一門に対して顔向けができないとしたほうが意味が通るという意見が付けられた。下部の付箋でもあり、おそらくは未修正であろう。

⑥渡辺碩也「『皇朝古今名家小体文範』例言」は〈C〉の例言であり、「所収録諸文、不問其為賓天与現存先生」という箇所に、「賓天トハ如何ナルコトニヤ　死シタル人ノコトニテモイフカ語意ニ於テモシラズ（辻橋印）」と付けられた（〈C〉上・例言表・下）。「賓天」は皇帝や天皇が崩御をしたことを指すために、物故した作者に使うことは不適切であるために付箋が貼られたのだろうが、未修正である。

続いては訓点に関する意見を見ていきたい。まず修正されたことが確認できた付箋の例を一つ挙げる。

⑦『宋史』「仲淹仁厚」（胡炳文『純正蒙求』済人愛物、

希文撤席）の全文は次の通り。

范文正公守邠州、暇日登楼置酒、忽見衰経数人営理喪事。詢之、乃寄居士人卒、棺槨皆未具。公慨然、撤燕席給之、客感嘆有泣下者。

最後の「泣下」には「泣タ下ル」と送り仮名が施されており、「泣タ下ルトハ如何」という意見が付けられた（〈D〉一・十九表・上）。「泣タ」で「なみだ」と読ませようとした送り仮名が問題視されたとすれば、仮名をより正しく修正すべきであるが、意見の付いた最後の「客感嘆有泣下者」を削除するという方法をとった（〈D訂〉一・十九表）。この箇所も②と同様に、担当者の見解によって出典の原文が改められた例である。

訓読の仕方は解釈にも関わるため、完全な誤りだと断定できない場合があるかもしれないが、誤字の部類に相当する箇所さえも直されていない。例えば、返り点を左側ではなく右側に打ってある箇所もそのままである（〈B〉中、三十一表等）。特に多いのが一二点で、本来「二」とすべき所が「一」になっており、「一」が二つ並んでいる箇所が少なくない。これらは朱の傍点で注意が促されているにも関わらず、ほぼ未修正である。比較が可能な教科書では、二箇所のみ修正されているが（〈B〉中・四表、〈B〉下・三十四裏）、ここは付箋もなく、はがされた形跡もなく、なぜ修正されたのかは分からない。ただ言えるのは、明らかな誤りでも、修正すべきかどうかは、すべて担当者の判断にかかっていたということである。

三　教材の内容への修正意見

続いて、教材の内容に関する修正意見を、内容別に項目に分けて整理していきたい。

（一）教育上不適切な内容を含む教材

⑧藤森弘庵「山舒公詩鈔序」（『如不及斎文鈔』巻中）は、文中に引かれた山舒公（小野湖山）の詩「自嘲」「男児志願是功名、一酔紅裙也有情、我愛楊州狂杜牧、善評風月善談兵」に対して、「一酔紅裙云云ノ句風教ニ害アリ（辻橋・登作印）」、「一酔紅裙」との意見が付けられ（いずれも〈B〉中・九裏・下）、さらに、本文「一酔紅裙也有情」に朱の傍点がある。中学生が学ぶ言葉としては不適切であるという見解である。

⑨『唐書』「懐慎倹素」（張瑞図『日記故事大全』倹約類、不営資産）は、問題となった前半部分を引く。

唐廬懐慎、玄宗朝為相。清謹倹素、不営資産、所得俸賜、随散親旧。妻子不免饑寒、所居不蔽風雨。（後略）

この教材には「妻子不免饑寒ハ一大可憂的ナリ　シカルニ所得俸賜随親旧トハ本末緩急ヲ知ラサルノ所為ナリ（辻橋印）」という意見が付けられ、同じ付箋に朱の〇・黒の△がある（〈D〉一・二十四表・上）。客や親戚に施しを与え、資産を蓄えない廬懐慎は、『日記故事』では手本とすべき人物であるが、調査の担当者には妻や子を顧みず、優先順位を間違えた行為と見なされた。

⑩『唐書』「揚玢不抗」（胡炳文『純正蒙求』処郷隣賓客、揚玢任侵）の全文は次の通り。

後唐楊玢、以工部尚書致仕帰長安、旧居多為隣里所侵占。子弟欲訴于府、以状白玢。玢不許曰、須思未有時、何争之有。

留守中に土地を占拠した隣人を訴えようとした子弟を楊玢が止めさせたという内容である。付箋には「人ニ侵占セラルルモ黙シテ云ハザルハ男児ノナスベキコトニアラサルナリ（磯野・登作・辻橋印）」とある（〈D〉三・二十五裏・下）。争いを好まずに譲る点が美徳とされた故事であったが、調査の担当者には男児の手本となるべき逸話ではないと見なされた。なお、教材のタイトルの「揚」と本文中の「楊」の不統一にコメントはない。

（二）外国の侮蔑的呼称を含む教材

⑪藤田東湖「新選年表序」（『東湖遺稿』巻二）には、「洋夷云云ノ語東湖氏ニシテ之ヲ発スルハ敢テ咎無ラザルモ今日ニ於テ是等ノ文ヲ誦読セシムルハ不穏（辻橋印）」と意見が付き（〈B〉中・八表・下）、さらに、本文「洋夷」の箇所に朱の傍点がある（八表・裏二箇所）。

⑫川北温山「送松本実甫序」（『温山文』）には、「外夷ノ語穏ナラザルモ其ノ何所ト指名シタルニ非レバ稍軽キニ似タリ（辻橋印）」と意見が付き（〈B〉中・十六表・下）、さらに、本文「外夷」に朱の傍点がある。

⑬徳川斉昭「上琵琶表」（書琵琶）の付箋には、「魯西亜人ヲ鄂虜トスルコト不穏（辻橋印）」とあり（〈B〉下・三十七裏・下）、本文「鄂虜」に朱の傍点がある。

この三例はすべて、作品の内容よりも文中の「夷」や「虜」という言葉が問題となった。竹田進吾氏は、田中義廉編『改刻日本史略』の付箋には、「蛮夷」などの「欧米人に対する侮蔑叙述で問題視されたのは計9点ある」と指摘する[8]。他教科でも注意すべき内容であったが、漢文の場合には教材で学んだ語彙を使って作文をすることも視野に入れ、中学生が使用する言葉ではないと判断したのではないだろうか。ただし、⑫の「送松本実甫序」は〈C〉にも採録されているが、こちらは修正意見が記されていないよ

うに（巻一、四十一表）、担当者によっては問題視していなかった。

（三）事実誤認の箇所を含む教材

⑭『史記』「韓信報恩」（張瑞図『日記故事大全』徳報類、金贈漂母）の全文は次の通り。

韓信家貧、釣于城下。有漂母、見信飢、飯信。信謝之曰、吾必有以重報母。母曰、吾哀王孫而進食、豈望報乎。後信輔漢滅秦、為楚王、召漂母、贈以千金。

最後の「輔漢滅秦」について「滅秦ハ傾楚ノ誤ナラン韓信ガ漢ニ付キシハ秦ノ已ニ亡ブルノ後楚ヲ去リテ漢ニ付キシナリ（辻橋印）」と意見が付けられた（〈D〉二・十七表・上）。付箋の通りではあるが、編者は原文に従ったのであろう。上部の付箋であるため、訂正された可能性が高い。

⑮『扶桑蒙求』「正行拯療敵卒」（岸鳳質『扶桑蒙求』巻中、正行療瘡）は、問題となった前半だけ引用する。

楠帯刀正行者、正成之長男、年二十五而率軍、与細川顕氏山名時氏大闘、不利而退。（後略）

この教材には「不利而退トハ事実相違　顕氏時氏敗走シ足利方皆驚キタルナリ　蓋扶桑蒙求ガ誤レルニヨル（辻橋印）」という意見が付いた（〈D〉三・三十二表・下）。住吉と天王寺の戦いであれば、正行は細川顕氏と援軍に来た山名時氏に勝利しており、「不利而退」は顕氏の方であるが、この教材は正行が敗走したような書き方であるために修正意見が付いた。下部の付箋であり、未修正の可能性が高い。

（四）作品の質やその他の問題を含む教材

⑯芳野匏宇「阿経伝」（『譚故書余』巻乾）は、夫が精神に異常をきたし、暴力を振るうようになっても、ひたすら義を全うしようとする阿経の姿が描かれる。同類の逸話を他に一篇載せ、世の臣下というものはよく阿経を見習って君主に仕えるべきだと説く。この教材には、「本伝文章観ルニ足ラズ（辻橋印）」とあり（〈B〉下・五表・下）、タイトルの上にも朱点がある。この教材は削除されていない。

⑰『明史』「陳迪忠烈」（劉宗周『人譜類記』巻上、記君臣有義）の全文は次の通り。

明成祖継統、陳迪不屈、与子丹山、鳳山、同磔於市。上命割其肉、塞迪口、因問卿肉、気味何如。対曰、忠臣孝子肉、豈腥膻、臣嘗其美、人聞其香、殿下豈不聞乎。

この教材には「余リ残忍ナル話ナリ（辻橋・磯野印）」と意見が付いた（〈D〉二・九表・下）。自分の子供の肉を口に入れられ、その味を訊かれても屈しない、陳迪の忠義

の篤さが故事の重点であるが、中学生に読ませるには残酷だと判断したのであろう。

⑱『史記』「穆生見機」（胡炳文『純正蒙求』処郷隣賓客、元王設醴）の全文は次の通り。

漢楚元王敬礼申公等、穆生不嗜酒、常為設醴。及成王即位、常設後忘設焉。穆生退曰、醴酒不設、王之意怠、不去、楚人将鉗我於市。遂謝病去。

元王は酒を飲まない穆生のために、あまざけをいつも用意していたが、成王（戊王の誤り）の代になると穆生達を軽んじて用意を怠るようになった。この教材には「此話意味ナシ」という意見が付いた（〈D〉一・十八裏・下）。下部の付箋であり、訂正版で削除はされていない。

⑲『宋史』「曹彬愛物」（劉宗周『人譜類記』巻下、記警啓螫虫）の全文は次の通り。

曹彬性不喜殺。所居室壊、子孫請修葺。公曰、時方大冬、牆壁瓦石之間、皆百虫所蟄、不可傷其生。其存心愛物如此。

曹彬が冬眠状態の虫を気遣って家を壊さないという逸話であるが、「馬鹿気タル話ナリ（辻橋・磯野・登作印）」と見なされた。同じ付箋には朱の〇・黒の△がある（〈D〉二・十六表・上）。

⑳中井積徳「雑説二」には「虎ノ食人性也トイフコト不穏（登作・辻橋印）」とあり（〈B〉中・二十八表・下）、本文「虎之食人、性也」に朱の傍点がある。虎が人間を食べることは本性であるという表現が不適切とされた。前述の②では、家族を皆殺しにするという箇所が「不穏」とされたが、ここも同様に表現が問題になったのであろう。

㉑篠崎弼「食河豚説」（月性編『今世名家文鈔』巻二）には、「食河豚云云ノ数語不穏（辻橋印）」という意見に加え（〈B〉中・三十二表・下）、本文の「猶食河豚、而終生無恙、或能祛結積之痼疾」に朱の傍点がある。河豚を食べると病気が治り、生涯元気でいられるという箇所が事実として合わないと判断したのであろうか。

㉒大槻崇「成瀬奇獄」（『近古史談』巻三、徳篇第三上）。米穀商の八郎兵衛が大小二種類の枡を使いわけて巨万の富を得ていた。厳格な成瀬正成（隼人）が領主となり、八郎は大いに恐れて自首をした。そこで成瀬は次のように裁く。

隼人謂、八郎欺罔之罪不赦、然知悪自訴。其心有可恕。況事在旧主之代、不必追究也。乃令曰、自今以往、陽用二量、買以小斗、売以大斗、行之七年、以償前罪、蓋欲以此損富也。

成瀬は、今度は売る時には大きな枡で、買う時には小さな

枡を使って、これまでの罪を償うようにと言い渡す。その結果、安く米が手に入ると評判を呼び、八郎兵衛は前よりも財をなしたという内容である。これには、「買以小斗売以大斗ノコト亦正ニアラズ（辻橋印）」という意見が付けられた（〈B〉上・八裏・下）。しかし、この箇所こそがこの話の肝心な所でもあり、やはり修正はされなかった。

（五）教材化の際の問題

㉓岡千仞「尚倹戒奢」（『渉史偶筆』巻五、徳川氏紀上）には、「本章前半ハ家康ノ倹徳ヲ頌シ後半ハ家康ノ失挙ヲ直次ノ忠諫スルコトナレバ前後不類（辻橋印）」、「本文ハ節略ノ過チナキカ（坂田印）」という意見が付けられた（いずれも〈B〉上・三裏・下）。

この教材は、「将軍麦飯」と「安藤直次放鯉魚」という二つの別の文より構成されている。前半は家康が食事を節約して軍需に配慮するという逸話であり、後半は不要な鯉を飼う家康を諫める話である。省略箇所があるのではなく、別の話を一緒に扱ったために、不自然さが生じて修正意見が付けられた。しかし教材の入れ替えはない。

㉔『宋史』「蘇母滂母」（朱熹『宋名臣言行録』後集巻九）には、「初メニ蘇軾生十年云々トアルニ茲ニ公侍側云云トアルハ実ニ不倫ナリ（辻橋印）」とある（〈D〉一・七裏・上）。この教材は「公生十年」で始まる出典を「蘇軾生十年」と改めた。それは「公」のままであると誰を指すか分からないための処置であるが、文中の「公」字は改めていなかった。生まれて十年であるのに「公」と呼ぶには「不倫」だと見なされ、訂正版では「公」が「軾」に修正された（〈D訂〉一・七裏）。

㉕『筆説』（『筆談』の誤りか）「之翰軽硯」（沈括『夢渓筆談』巻九、人事一）の全文は次の通り。

宋孫之翰、人嘗与一硯、値銭三千貫。孫曰、硯何異、而如此之価也。曰、硯以石潤為賢、此石、呵之、則水流。孫曰、一日可得一担水、才直三銭、買此何用、竟不受。

これには「前ニハ与フト云ヒ後ニハ買フト云フ甚タ紛ハシ　又宗（ママ）孫之翰ノ語後文ニ続ケズ　同意（登作・辻橋・磯野印）」とある（〈D〉二・二十五裏・上）。「与」「買」の箇所は『夢渓筆談』のままである。つながりが悪いという冒頭の「宋孫之翰」も『夢渓筆談』に「孫之翰」とあるのに従い、分かりやすくするために「宋」一字を補ったのであろう。だが、上部の付箋のため、何らかの修正があった可能性が高い。

㉖『晋書』「璀靖二妙」（李瀚『蒙求』璀靖二妙）の全文

は次の通り。

晉衛瓘字伯玉、武帝時拝尚書令、加侍中。性厳整、以法御下。瓘学問深博、明習文芸。与尚書郎索靖、倶善草書、時号一台二妙。漢末張芝亦善草書、論者謂、瓘得伯英筋、靖得伯英肉。

修正意見は、「文章ノ不完全ナルガタメ張芝ト他トノ関係ヲ知ルニ由ナシ（磯野・登作印）」とある（〈D〉三・二十二裏・下）。後半に唐突に伯英という名が出てくるので不完全と見なした。これは、「伯英ハ張芝ノ字ナリノ句ヲ脱スルニ似タリ（辻橋印）」と他の意見にあるように（同上）、出典にあった「伯英芝字也」を省略したせいである。しかし下部の付箋であり、修正はされなかったと思われる。

四　削除された教材

以上の教材のうち、妻子を顧みず、親戚や知人に惜しみなく施しをするという⑨の「懐慎倹素」のみが、訂正版では多識編「杜衍節倹」（『宋名臣言行録』巻七）に変更された（〈D訂〉上）。上部の付箋であるため、同じ倹約に関わる主題の教材と入れ替えることで修正を行った。

今回扱った四種の教科書の初版と訂正版を比較すると、〈B〉上に採録されていた林鶴梁「僧月仙」（『鶴梁文鈔』巻四、紀月仙事）が〈B訂〉上では削除された。他の教材との入れ替えはない。現時点では付箋を確認できていないが、修正意見に従って削除されたのであろう。その理由を内容面から検討してみる。

伊勢の僧侶月仙は、絵の注文を受ける時は必ず先に値段の交渉から入るため批難を受けていたが、意に介さなかった。ある有名な芸者が、いくらでも払うと言って注文をし、月仙を呼びつけた。月仙が絵を仕上げて赴くと、ちょうど宴会のさなかであった。芸者は月仙を中に入れて座らせると、その席に金を投げつけて次のように言い放つ。

曰、金以買画也。嚊売画人、不足歯矣。所売之幅、不足掲焉。於是、脱衣裳、進立乎稠人中。自解其裩、代幅、掲壁上。因笑曰、雖不獲雅軸、亦獲佳裩（〈B〉上・十四表―裏）。

服を脱いで下帯を絵の代わりに壁にかけ、壁の絵を身につけ、良い軸は手に入らなかったが、良い下帯は手に入ったと言う。その場の者はみな目を覆っていたが、月仙は顔色一つ変えなかった。作品は続けて月仙が絵で稼いだ金は貧しい人々を救うために使われていたことを明かし、辱めに耐えて苦行を行う様は仏陀のようだと月仙を称賛する。

月仙の行いは生徒の手本になりうるものであるが、引用

したような場面はあまり教育的にはふさわしくないだろう。ここに削除された理由があると見てよいのではないか。

検定制度開始前の教科書調査の結果を示す前述の『調査済教科書表』と、今回の判断基準とを比べると、削除された教材の性質に違いがある。『調査済教科書表』で問題視された教科書には、革命・恋愛・復讐の記述が含む教材が含まれていた。十年代は社会秩序の安定が求められ、教科書調査も思想統制の側面が強かったためである。[9] それと比べて、今回の付箋に記された不適切な事項や、削除された「懐慎倹素」「僧月仙」の問題は思想統制というよりも、学生にとって適切かどうかという基準から判断したものである。これは検定制度が始まって、教科全般に関わる思想的な問題の調査から、教科としての漢文独自の内容である漢字や訓点の正しさや、教材の選択等に基準の重点が移ったことを示していると言えよう。

おわりに

小論では、検定制度初期の教科書調査状況について、文部省の担当者が修正意見を記して教科書に貼った付箋の内容をもとに考察を加えた。先行研究が指摘するように、教科書の上部に貼られた付箋の内容は訂正版にほぼ反映されていた。逆に、同様の意見でも上部に貼られた付箋による指示がなければ未修正のままでも検定済となった。

修正意見の内容は文字に関するものが圧倒的に多かった。訓点に関する意見は、担当者自身が参考程度という扱いにしており、強く修正を求めていなかった。後の調査状況と比べて、ここに検定制度初期の特徴がある。

問題のあった教材は、(一) 教育上不適切な内容を含む教材、(二) 外国の侮蔑的呼称を含む教材、(三) 事実誤認の箇所を含む教材、(四) 作品の質やその他の問題を含む教材、(五) 教材化の際の問題と、便宜上五種類に分けて整理を試みた。教科書編集についてはまだ模索中で、教則も曖昧であった明治二十年代後半の教科書に貼られた付箋では、内容に関する修正意見がさらに多く確認できる。しかし、時代が経つにつれて、教則が詳細になり、選択すべき教材が明確になったことも関わって、教材の内容についての修正意見が減り、誤字脱字・訓点・語釈など、客観的な事項に関する意見へと集中していくことになる。

検定制度初期は『調査済教科書表』と比べて、思想統制としての作用は弱いと述べたが、実はその傾向は検定制度が整備されるとともに一層強まっていくという見通しを立てている。続いては、明治三十年以降の付箋の状況を整理

し、明治・大正期における検定制度と教科書調査との関わりについて、より明らかにしていきたい。

注

（1）上記の内容は主に中村紀久二『検定済教科用図書表　解題』（教科書研究資料文献、芳文閣復刻、一九八五年十二月）等を参考にした。

（2）付箋についての分析は、主に次の文献を参考にした。国次太郎「検定制度の成立と算術教科書」『佐賀大学教育学部研究論文集』第二十四集（Ⅱ）、佐賀大学教育学部、一九七六年八月。中村前掲注（1）、同『教科書の社会史―明治維新から敗戦まで』岩波書店、一九九二年六月。竹田進吾①「田中義廉編『改刻日本史略』への文部省付箋」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第五十二集、東北大学大学院教育学研究科、二〇〇四年三月。同②「近代日本における文部省の小学校歴史教科書統制に関する基礎的考察―「調査済教科書表期」から検定期初期の分析―」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第五十四集、東北大学大学院教育学研究科、二〇〇六年六月。

（3）浅井昭治①「旧制中等学校の漢文教材と方谷・中洲の詩文」『三島中洲研究』二号、二松学舎大学21世紀ＣＯＥプログラム事務局、二〇〇七年三月。同②「（増補改稿）旧制中等学校における漢文教科書と山田方谷と三島中洲の詩文」『二松学舎と日本近代の漢学』二松学舎大学21世紀ＣＯＥプログラム事務局、二〇〇九年三月。

（4）拙稿「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』一〇号、中国近現代文化研究会、二〇〇九年三月。

（5）辻橋秀雄・磯野徳三郎は、国次前掲注（2）の一七三頁に、田中登作は竹田前掲注（2）①の三九二頁に略歴や在任期間が記されている。坂田伝蔵は、『職員録（甲）』（明治二十年十一月三十日現在）以降に文部省編集局第三課属として名前が見える。『職員録（甲）』は、国立公文書館所蔵明治・大正・昭和官員録・職員録集成（日本図書センター、一九九〇年一月）所収のものを使用した。

（6）『検定済教科用図書表』は、『検定済教科用図書表』八冊（教科書研究資料文献第三―九集、芳文閣復刻、一九八五年十二月―一九八六年一月）を使用した。

（7）国次前掲注（2）一七二―一七三頁。竹田前掲注（2）②、五六頁。

（8）竹田前掲注（2）②、五五頁。

（9）『調査済教科書表』に記載された問題を含む教科書については、拙稿「文部省の教科書調査と漢文教科書―『調査済教科書表』を中心に―」（『日本漢文学研究』五号、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム、二〇一〇年三月）で述べた。

〔付記〕本稿は口頭発表「検定制度初期における漢文教科書」

（中国文化学会月例会、青山学院大学、二〇〇九年十二月十二日）の内容を加筆・訂正したものである。

（二松学舎大学非常勤講師）